

海外メディア等を活用した台湾市場向け観光情報発信業務 に係る公募型プロポーザル募集要領

一般社団法人ツーリズムKURE（以下「当法人」という。）が「海外メディア等を活用した台湾市場向け観光情報発信業務」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式で受託候補者を選定するため、募集要領を定める。

1 業務の目的

広島中央地域連携中枢都市圏（呉市（連携中枢都市）、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町の4市4町。以下「圏域」という。）におけるフォトジェニックな景観や町並み、広島空港から圏域へのアクセスの利便性等を台湾市場に向けて発信することにより、来訪意欲を喚起させ、圏域への来訪及び周遊につなげることを目的とする。

本業務の実施においては、専門的な知見と業務遂行能力を有する外部専門家に業務を委託することが効果的であることから、あらかじめ事業者を特定する公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名
海外メディア等を活用した台湾市場向け観光情報発信業務
- (2) 業務場所
圏域（当法人の指定する場所。）
- (3) 業務内容
情報発信素材の作成及び海外メディア等を通じた情報発信
- (4) 委託期間
契約日から令和9年3月15日まで
- (5) 予算限度額（消費税及び地方消費税額を含む。）
1,500千円

3 業務の仕様

- (1) ターゲット
台湾在住の訪日旅行リピーター層
- (2) 情報発信素材の作成
 - ア 情報発信素材の内容
 - (ア) 情報発信素材には次のものを含むこととし、当法人と協議の上制作すること。
 - ・フォトジェニックな街並み
 - ・SNS映えするグルメ
 - ・広島空港からのアクセス
 - ・その他、ターゲットへの訴求が有効と考えられるもの
 - (イ) 取り上げる情報の対象エリアは、呉市を中心とした圏域とし、4市4町の各市町に関する観光情報をそれぞれ1件以上含むこと。
 - (ウ) 繁体字を使用すること。
 - (エ) 作成する情報発信素材のボリュームは提案を行い、当法人と協議の上、決定すること。
 - (オ) 情報発信素材はストーリー仕立てにするなど、ターゲットに圏域の魅力が伝わる構成とすること。
 - (カ) 掲載する施設などの情報は、取材等に基づき、正確に掲載すること。
 - (キ) 作成する動画及び写真は、原則、新規撮影とする。ただし、撮影困難な素材を活用する必要がある場合等は、当法人と協議の上、既存の動画等を使用することができる。
 - (ク) 動画や写真、BGM等の使用に関しては、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使

用し、許諾が必要な場合、手続等は受託者が行うこととする。

イ 成果物（作成した情報発信素材）

(ア) 契約履行過程で撮影した動画や写真を当法人へ納品すること。

(イ) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、当法人に帰属する。ただし、当法人に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に当法人の承諾を得たときはこの限りでない。

この場合、当法人は当該許諾条件の範囲内で使用权を有するものとする。

(ウ) 成果物は1次利用及び2次利用共に無償で利用できるようにすること。

(3) 海外メディア等での情報発信

ア 情報発信する媒体

情報発信する媒体は次のいずれかを含むこととし、当法人と協議の上、決定すること。

(ア) 海外メディア（旅行関連メディア、ニュースサイトなど）

(イ) YouTube（訪日旅行に関心がある方を対象としたチャンネルなど）

(ウ) SNS（訪日旅行に関心があるフォロワーを多く持つインフルエンサーのアカウントなど）

(エ) その他、ターゲットへの訴求が有効と考えられる媒体

イ 情報発信の時期及び回数

情報発信の時期及び回数について提案し、当法人と協議の上、決定すること。

(4) 効果の検証（実施報告）

KPI（重要業績評価指標）を設定し、ターゲットへのアプローチについて、取組の効果を検証し、その結果報告及び効果向上の提案等について記載した業務実績報告書を提出すること。

(5) 特記事項

仕様書に定めがない事情が生じた場合は、協議の上、決定する。

4 応募資格

次の要件を全て満たす者（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は失格とする。）

(1) 法人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に基づく呉市の一般競争入札に参加させない措置を受けていないこと。

(3) 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 消費税及び地方消費税並びに当法人と直接取引をする本店、支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

(7) 代表者又は役員が、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

5 審査及び評価基準

(1) 審査項目

ア 取組姿勢

イ 業務実績

ウ 業務体制

エ 業務執行計画

オ 業務執行内容

カ 見積額（積算内訳を含む）

※審査項目の詳細、審査の視点及び配点は、【別紙１】海外メディア等を活用した台湾市場向け観光情報発信業務公募型プロポーザル審査要領のとおり

(2) 審査方法

海外メディア等を活用した台湾市場向け観光情報発信業務プロポーザル審査委員会(オンライン開催)において審査する。

ただし、４者以上の提案があった場合は、企画提案書を審査し、総得点の高い順に審査会へ参加する３者を選定する。

(3) 候補者の決定

候補者は、提出された企画提案書とプレゼンテーションを基に決定する。提案者が１者であった場合もプレゼンテーションを行い、最低基準点を満たす場合は、最優先候補者とする。

(4) 審査結果通知

審査結果は、審査終了後に全提案者に書面で通知し、当法人ホームページで公表する。候補者１位及び２位については、提案者名を公表する。

(5) その他

候補者が契約を締結しない場合は、次点候補者から順次、契約交渉を行い、合意に達した業者と契約を締結する。

6 質問・回答

質問がある場合は、【様式１】質問書を当法人宛にE-mailで提出すること。

令和８年８月１４日（金）１７時を期限とする。回答は、令和８年８月１８日（火）に呉市公式観光サイト「くれとりっぷ」に掲載する。

7 参加意向申出書等の提出及び資格審査

(1) 提出書類

① 参加意向申出書【様式２】

② 商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本(写し可) ※提出日の３ヶ月前までに取得したもの

(2) 提出先

〒737-0051

広島県呉市中央４丁目１－６ 呉市役所９階

一般社団法人ツーリズムKURE

担当 加藤・羽仁

電話 ０８２３－２７－５０９０

(3) 提出方法

E-mail

(4) 提出期限

令和８年８月２１日（金）１７時まで

(5) 資格審査

参加資格要件を満たしているかの確認を行い、参加資格確認結果通知を行う。

8 企画提案書作成要領

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認めた者は、企画提案書等を提出すること。作成要領は【別紙２】海外メディア等を活用した台湾市場向け観光情報発信業務企画提案書作成要領のとおり。

9 スケジュール

募集から委託契約締結までの日程は次のとおり

内容	期間等
募集要領の公表	令和8年8月4日（火） （呉市公式観光サイト「くれとりっぷ」に掲載）
質問の受付・回答	受付期限 令和8年8月14日（金）17時まで 回答は、8月18日（火）呉市公式観光サイト「くれとりっぷ」に掲載する。
参加意向申出書提出期限	令和8年8月21日（金）17時まで
参加資格確認結果通知	令和8年8月25日（火）まで
企画提案書等提出期限	令和8年9月1日（火）17時まで
提案説明会 ※オンライン開催 （プレゼンテーション）	令和8年9月8日（火）の当法人が指定する日時
受託候補者選定結果の通知	令和8年9月18日（金）まで
見積書の提出・委託契約締結	令和8年9月30日（水）まで

10 問合せ先

〒737-0051

広島県呉市中央4丁目1-6 呉市役所9階

一般社団法人ツーリズムKURE

担当 加藤・羽仁

電話 0823-27-5090

E-mail info-tk@tourism-kure.or.jp

11 その他

- (1) 企画提案に要する費用（企画提案書の作成に要する費用等）は全てプロポーザル参加者負担とする。
- (2) 提出書類は必要に応じて複写する。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 調査及び監査等
当法人は、受託者の業務の適正を期するため、必要があると認めるときは、受託者に対して、当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- (5) 第三者への再委託を禁止する。ただし、多言語対応等でやむを得ず再委託を行う場合は事前に当法人に許可を得ること。
- (6) 契約の中途解約等
本件業務委託の実施において、業務遅延、市民とのトラブル等が発生し、改善の見込みがなく、本件業務委託の目的が著しく達成困難であると判断される場合には、協議の上、契約を中途解約することがある。